

改正労働安全衛生規則のポイント (川越監督署陸災防 新春講演会 説明資料)

令和6年2月2日(金)

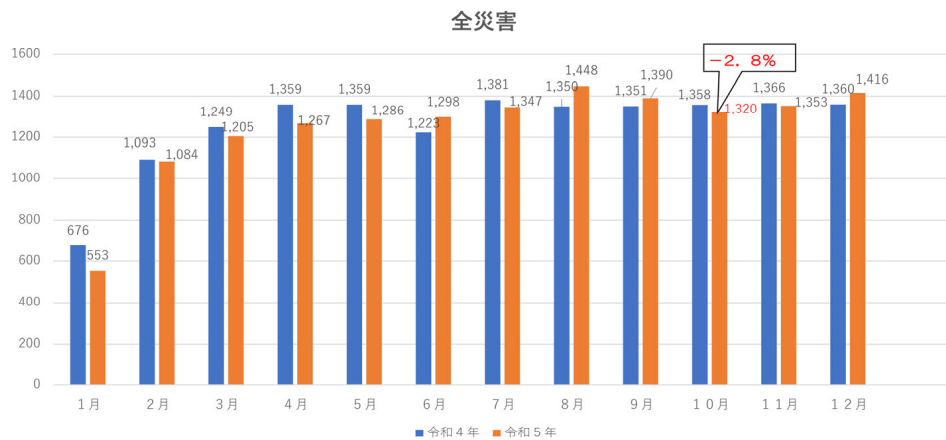


陸上貨物運送事業労働災害防止協会埼玉県支部
安全衛生管理員 五十嵐 力

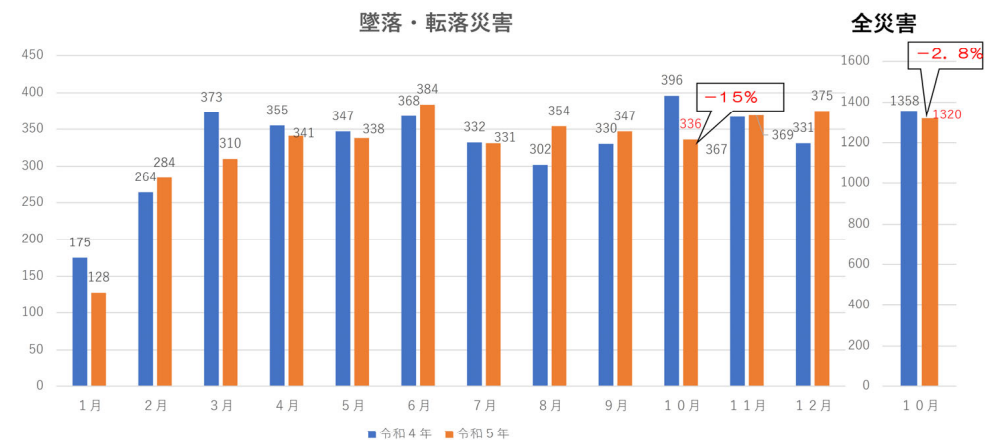
全国における陸運業の労働災害発生状況



全国における陸運業の月別労働災害発生状況



全国における陸運業の月別労働災害発生状況



改正労働安全衛生規則のポイント1

保護帽の着用が必要な貨物自動車の範囲を拡大【令和5年10月1日施行済】

必ず保護帽を着用!



☆ 保護帽の着用が必要な貨物自動車の範囲

		荷台側面が構造上開放、開閉可能	それ以外
5トン以上		必要	必要
2トン以上 5トン未満	TGL設置	必要	必要 (TGL使用時のみ)
	TGLなし	必要	不要

5

保護帽の着用に関するQ&A

Q1 2トン以上のテールゲートリフター車（床下格納式）でプラットフォーム上に後部を直付けしているときは、保護帽（ヘルメット）は必要ですか。

A1 プラットホーム上にトラックの後部が直付けされ、墜落の危険が無い状態で荷の積卸し作業を行う場合には、**保護帽（ヘルメット）は不要**です。



Q2 2トン以上のテールゲートリフター車で昇降板を中間位置で停止させて、ステップとして使用する場合において、配達のために荷物をもって降りる際は、保護帽（ヘルメット）の着用が必要だと聞きましたが、荷物がメール便のようなものでも必要ですか。

A2 メール便のような荷物を片手だけで持っている場合も、荷物の積卸しを行っているとは認められますので、**保護帽（ヘルメット）の着用が必要**です。



出典：陸災防本部 労働安全衛生規則等一部改正のQ&A

保護帽の着用が必要な貨物自動車【最大積載量2トン以上5トン未満】

含まれるもの

- ◆ あおりのない荷台を有する貨物自動車
- ◆ 平ボディ車
- ◆ ウイング車



含まれないもの

バン（荷台の四方が囲まれた箱型のもの(ウイング車を除く。))



7

改正労働安全衛生規則のポイント2

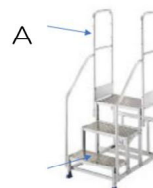
昇降設備の設置が必要な貨物自動車の範囲を拡大【令和5年10月1日施行済】

☆ 対象の貨物自動車：最大積載量「2トン以上」の貨物自動車

☆ 必要な場面：「床面と荷台との間の昇降」「床面と荷の上との間の昇降」

☆ 昇降設備に該当するもの：

- 踏み台等の可搬式のもの
- 貨物自動車に設置されている昇降用のステップ
- テールゲートリフターを中間位置で停止させてステップとして使用する場合



8

昇降設備の設置に関するQ&A

Q 1 昇降設備は荷主に用意してもらえるのですか。

A 1 昇降設備の設置義務者は、貨物自動車で荷を積卸しする作業を行う事業者ですが、荷主が管理する施設に荷台への昇降設備を備え付けることは、墜落・転落災害を防止する上で有効な対策となるので、特に反復・定期的に荷の運搬を行う場合には、**荷主と協議することを推奨**します。

Q 2 最大積載量2トン未満の軽自動車でも昇降設備は必要ですか。

A 2 最大積載量2トン未満の貨物自動車であっても、高さが1.5mを超える個所で作業を行うときは、**昇降設備が必要**です。
(労働安全衛生規則第526条)



出典：陸災防本部 労働安全衛生規則等一部改正のQ&A

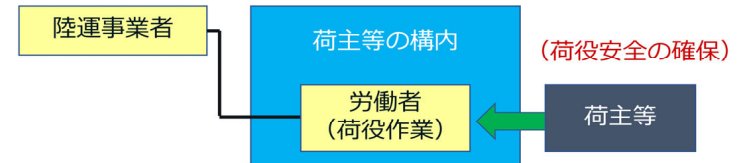
陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン

【平成25年3月25日基発0325第1号
改正 令和5年3月28日基発0328第5号厚生労働省通達】

墜落・転落による労働災害の防止対策

【荷主等の実施事項】

- 荷主等が管理する施設において、できるだけプラットホーム、墜落防止柵、安全ネット、**荷台への昇降設備**等の墜落・転落防止のための施設・設備を用意すること。



労働安全衛生規則第526条

(昇降するための設備等)

〔労働安全衛生規則〕

第526条 事業者は、**高さ又は深さが1.5メートルをこえる箇所で作業を行なうときは、当該作業に従事する労働者が安全に昇降するための設備等を設けなければならない**。ただし、安全に昇降するための設備等を設けることが作業の性質上著しく困難なときは、この限りでない。

2 前項の作業に従事する労働者は、同項本文の規定により安全に昇降するための設備等が設けられたときは、当該設備等を使用しなければならない。



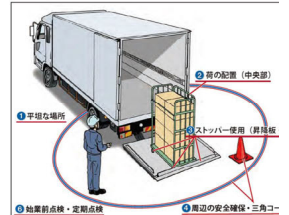
改正労働安全衛生規則のポイント3

テールゲートリフター業務の特別教育の義務化【令和6年2月1日施行済】

- ☆ 特別教育の対象業務：
テールゲートリフターの稼働スイッチの操作、荷のキャストロッパー等の操作、昇降板の開閉や格納等

☆ 特別教育のカリキュラム：

	科目	範囲	時間
学科教育	テールゲートリフターに関する知識	テールゲートリフターの種類、構造及び取り扱い方法 テールゲートリフターの点検及び整備の方法	1.5時間
	テールゲートリフターによる作業に関する知識	荷の種類及び取り扱い方法 台車の種類、構造及び取り扱い方法 保護員の着用 災害防止	2時間
	関係法令	労働安全衛生法令中の関係条項	0.5時間
実技教育	テールゲートリフターの操作の方法	テールゲートリフターの操作の方法	2時間



テールゲートリフターの特別教育に関するQ&A

Q 1 特別教育の講師になるための教育を受けた場合、教育を実施できるのは自社内だけで
 ですか、他社でも教育できますか。特別教育を受けた作業者が他のQ作業者に対する特別
 教育の講師になることができるのですか。

A 1 自社内での教育に限定するものではありません。特別教育の講師に資格要件の定めは
 ありませんが、安全衛生特別教育規定第7条の4に定める、テールゲートリフターの操
 作の業務に係る特別教育の科目及び範囲を規定の時間実施するために、インストラクタ
 ー養成講座を受講した方に特別教育を行っていただくことを推奨します。

Q 2 最大積載量2トン未満の軽自動車でもテ
 ールゲートリフターの操作には特別教育が必要
 ですか。

A 2 特別教育に関しては最大積載量の規定がない
 ため、最大積載量2トン未満の貨物自動車であ
 っても、テールゲートリフターによる荷役作業
 に従事する者には、特別教育が必要です。



出典：陸災防本部 労働安全衛生規則等一部改正のQ&A

テールゲートリフターの特別教育

☆ 特別教育の実施者（教育を行う講師）の要件

- ・ 特に、資格要件はない。
- ・ 学科及び実技の科目について十分な知識、経験のある者（講師適任者）であれば実施可能。

☆ 特別教育の実施方法

- ① 講師適任者がいる場合⇒ 社内で対象運転手に特別教育を実施
- ② 講師適任者はいるが、特別教育の方法についてノウハウを得たい
 ⇒ 陸災防のインストラクター養成研修を受講、修了者が社内で特別教育を実施
- ③ 講師適任者がいない場合⇒ 対象運転手が陸災防の学科特別教育を受講
 実技特別教育は社内で実施

☆ 特別教育教材（陸災防発売のもの）

- ① テールゲートリフター作業者必携（特別教育用テキスト）
- ② テールゲートリフターによる安全な荷役作業（DVD）



テールゲートリフター インストラクター養成研修実施状況

回	実施年月日	講習時間	会場	受講者数
1	令和5年9月27日	9:30~16:00	埼玉県トラック総合会館	72
2	令和5年9月28日	9:30~16:00	埼玉県トラック総合会館	69
3	令和5年10月7日	9:30~16:00	埼玉県トラック総合会館	77
4	令和5年11月25日	9:30~16:00	埼玉県トラック総合会館	71
5	令和5年12月6日	9:30~16:00	埼玉県トラック総合会館	71
6	令和5年12月7日	9:30~16:00	埼玉県トラック総合会館	64
7	令和6年1月25日	9:30~16:00	埼玉県トラック総合会館	50

テールゲートリフター 学科特別教育実施状況

回	実施年月日	講習時間	会場	受講者数
1	令和5年10月21日	8:20~12:30	埼玉県トラック総合会館	63
2	令和5年10月22日	8:20~12:30	埼玉県トラック総合会館	64
3	令和5年11月3日	8:20~12:30	埼玉県トラック総合会館	65
4	令和5年12月16日	8:20~12:30	埼玉県トラック総合会館	33
5	令和5年12月17日	8:20~12:30	埼玉県トラック総合会館	9
6	令和5年12月23日	8:20~12:30	東部従業員センター	25
7	令和6年1月20日	8:20~12:30	西部従業員センター	30
8	令和6年1月27日	8:20~12:30	埼玉県トラック総合教育センター	34